

川棚町公告第 4 号

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定に基づき、川棚町の経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、当該経営管理権集積計画は、次の場所において縦覧に供する。

令和3年2月12日

川棚町長 山口 文夫



- 1 経営管理権集積計画の対象森林
別紙のとおり
- 2 縦覧の場所
長崎県東彼杵郡川棚町中組郷1518番地1
川棚町産業振興課
- 3 その他
本公告により、川棚町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権が、それぞれ設定される。